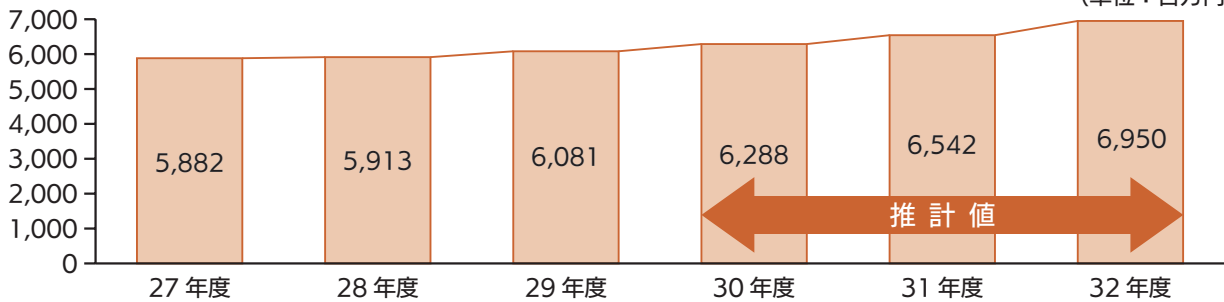


## 介護保険事業の給付費の実績と推計

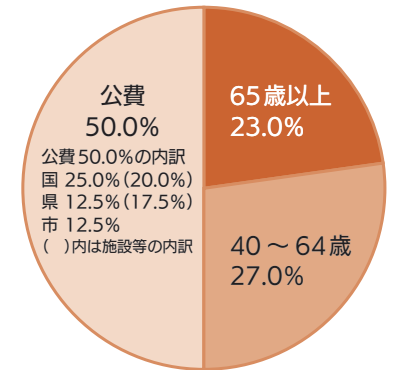
介護保険事業にかかる経費（給付費）は年々増加しています。（29年度は1月時点での実績見込み）  
（単位：百万円）



### 介護保険事業費の財源構成

介護保険事業費の財源は、法律で負担する区分が定められています。国（25.0%（施設等20.0%））、県（12.5%（施設等17.5%））、市（12.5%）の公費負担と、被保険者からの保険料収入で50.0%ずつ負担します。保険料収入のうち40歳から64歳までの方で27.0%を、65歳以上の方で23.0%を負担します。

市が条例で定める介護保険料は、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料です。



## 介護保険料の算定と所得段階区分

第1号被保険者が平成30年度～32年度の3年間で負担しなければならない介護保険事業費は43億円ほどと見積もられます。基準となる第5段階の方は月額で6,351円の負担が必要で、第6期と比べて9.3%の上昇となります。介護保険料は負担能力に応じて段階を設けています。

所得段階	対象となる方	乗率	介護保険料年額
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者	0.45	34,200円
	前年の合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下		
第2段階	世帯全員が 市民税非課税	0.75	57,100円
第3段階	前年の合計所得と課税年金収入の合計が120万円を超える	0.75	57,100円
第4段階	世帯の誰かが市 民税課税で本人 は市民税非課税	0.90	68,500円
第5段階	前年の合計所得と課税年金収入の合計が80万円を超える	1.00	76,200円
			基準月額 6,351円
第6段階	前年の合計所得が120万円未満	1.20	91,400円
第7段階	前年の合計所得が120万円以上200万円未満	1.30	99,000円
第8段階	前年の合計所得が200万円以上300万円未満	1.50	114,300円
第9段階	前年の合計所得が300万円以上400万円未満	1.70	129,500円
第10段階	前年の合計所得が400万円以上500万円未満	1.75	133,300円
第11段階	前年の合計所得が500万円以上	2.00	152,400円

## 所得の低い方等への配慮・利用者負担の軽減

退職や離職、病気やけが等による収入の減少や、災害による被害を受けた等の理由により、保険料を納めることが困難な場合で生計が困窮していれば、その世帯の収入の状況、被災の状況等に応じて保険料を減免します。

利用者負担の軽減として、特定入所者介護サービス費・高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費の支給、社会福祉法人等利用者負担軽減制度等があります。

## 介護保険サービスの利用者負担割合の変更について

介護サービスの利用者負担は1割負担（一定以上の所得がある方は2割負担）ですが、現役並みの所得がある方の負担割合が、2割から3割に引き上げられます。（平成30年8月施行）